

令和 5 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 9 月 5 日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 2〕

市民生活部稲井支所〔9 5 - 2 1 7 1〕

① 件 名	
総合交通計画に基づく住民バス路線の再編について（稲井地区）	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>平成 1 6 年 1 2 月から稲井地区住民を対象に定時定路線で運行している稲井地域乗合タクシー「いない号」について、利用者が年々減少しており、それに伴い運賃収入の減少、また、今般の経済情勢における経費の高騰などにより、運行を維持するため本市からの補助金が年々増加している状況にある。</p> <p>【目的】</p> <p>「いない号」を効率的かつ継続的に運行していくため、現運行体制の一部を変更するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号） 住民バス及び乗合タクシー運行補助金交付要綱（平成 2 0 年 3 月告示第 2 0 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 5 節 持続可能な公共交通ネットワークの整備の推進</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 5 年	1 月 乗合タクシー「いない号」の運行実態の分析及び課題の整理 2 月～3 月 利用者へのアンケート調査 5 月～6 月 運行委託業者との協議・調整 7 月 稲井地域乗合タクシー運行協議会に付議し承認済 8 月 石巻市地域公共交通活性化協議会に付議し承認済
⑤ 主な内容	
1 運行便数の変更及び時刻表を改正する。 (1) 平日の運行 高木線、真野・金山線ともに往復 3 便から、上り 3 便、下り 2 便に変更し、時刻表の改正を行う。 (2) 土曜日の運行 高木線については、往復 2 便から上り 1 便、下り 2 便に変更し、時刻表の改正を行う。 真野・金山線については、上り 2 便、下り 3 便から往復 1 便に変更し、時刻表の改正を行う。	
2 長期通行止めとなっている南中里付近の運行経路を一部変更する。	
※詳細は別紙参照	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】 令和4年度において、乗客がいない状態で運行していた便数の割合が約4割となっており、非効率な運行となっていたが、今回の運行便数の変更及び時刻表の改正によって、その割合の減少が見込まれ効率的な運行になる。また、それに伴って本市からの補助金額の減額が見込まれる。</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和5年	9月 「いない号」車内にて周知
	10月 改正時刻表を稲井地区（南境、美園除く）に毎戸配布
	11月 改正時刻表による運行開始
⑨ その他	
1	運行主体 稲井地域乗合タクシー運行協議会
2	運行事業者 有限会社三陸タクシー
3	乗車対象者 稲井地区住民
4	運行日 平日、土曜日（日曜日、祝日、12月31日～1月3日は運休）
5	運行経路 水沼～石巻駅～ヨークタウン（中里）～石巻赤十字病院 ※土曜日はヨークタウン止め ・高木線（停留所26箇所） ・真野・金山線（停留所24箇所） なお、稲井地区内はフリー乗降区間
6	運行車両 6人乗りワゴン車
7	運賃 300円～700円（小学生・障害者100円、未就学児は無料）